

事務職員の資質を高める戦略的研修プログラム 1. 子どもの人権と事務職員

1 はじめに

学校事務職員の使命は、子どもの学習権を保障し、子どもの幸せ（Well-being）を実現することといってもいいでしょう。憲法第26条2項の義務教育無償の原則や子どもの権利条約の実現へ向けてのとりくみが重要だといえます。

この研修では、子どもの権利条約について読み深め、子どもの幸せ（Well-being）と事務職員の関わりについて考えます。

2 子どもの人権

日本国憲法の人権に関する規定等（一部）

〔基本的人権の享有と本質〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重〕

第13条 **すべて国民**は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償〕

第26条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

「人権」は人間の権利なので、大人に対してだけでなく、子どもにも同じように保障されます。人権は、ひとりひとりの人間が素晴らしい生活をするための権利のこと、自分が自分の人生の主人公として生きることといえます。

3 子どもの権利条約

(1) 子どもの権利条約とは

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。子ども（18歳未満の全ての人間）を、権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効、日本は1994年に158番目に批准国となりました。2017年3月現在、196の国と地域がこの条約を締結しています。

(2) 子どもの権利条約ができるまで

この条約は、第一次世界大戦で多数の子どもが犠牲になった反省からうまれました。子どもにとって「戦争は最悪のもの」なので、これからは子どもに「最善のもの（平和）」を与えようと国際連盟で申し合わせた「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」（1924年）がその出発点です。

その後、すべての人は平等であり、それぞれが同じ権利をもつとした「世界人権宣言」（1948年）、子どもは子どもの権利をもつとした「児童権利宣言」（1959）を経て、1978年に、ポーランドから「子どもの権利条約」の草案が提出されました。1979年から審議が開始され、1989年国連の第44回総会において満場一致で可決、制定されています。

(3) 子どもの権利条約が定めている権利

子どもの権利条約は、前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

① 生きる権利・・・すべての子どもの命が守られること

第6条 生命への権利

第24条 健康・医療への権利 等

② 育つ権利・・・教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること

第13条 表現・情報の自由

第14条 思想・良心・宗教の自由

第28条 教育への権利

第31条 休息、余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加 等

- ③ **守られる権利**…あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られること。

第2条 差別の禁止

第19条 虐待・放任からの保護

第23条 障がい児の権利の国際協力

第36条 (他の) あらゆる形態の搾取からの保護 等

- ④ **参加する権利**…自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできること。

第12条 意見表明権

第15条 結社・集会の自由 等

子どもの権利条約 教育に関する規定等 (一部) ※日本ユニセフ協会抄訳

[子どもにとってもっともよいことを]

第3条 子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

[障がいのある子ども]

第23条 心やからだに障がいがあっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障がいのある子どもも充実してらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

[教育を受ける権利]

第28条 子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

[教育の目的]

第29条 教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんだんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

[休み、遊ぶ権利]

第31条 子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

4 子どもの幸せ (Well-being) と事務職員

子どもが中心である学校という現場で働く私たちも、子どもの幸せの実現を図っていくことが重要な使命となります。どのようなとりくみが、子どもの幸せの実現につながるか考えていかねばなりません。

救貧的、保護的な「子どもの貧困」ではなく、「子どものウェル・ビーイング」概念を使うことによって、金銭・物質面に限った議論ではなく、子どもの生活に影響を与える教育、健康、安全、生活環境等の多様な環境について考えます。

(1) 学校図書・ICT の整備

学校の図書室や ICT、様々な体験活動は、子どもたちの文化的格差を縮減させていくことにつながり、学校の物質的ウェル・ビーイングの保障になります。

(2) 校内環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推奨

バリアフリーは、社会的弱者のために物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと、ユニバーサルデザインは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう環境などを考えることです。学校の授業の中でも、障がいをもつ子どもだけではなく、すべての子どもに有効な支援を行うユニバーサルデザインに基づく授業作りも始まっています。バリアフリーやユニバーサルデザインは、障がいの有無に関係なく、多様な学びを保障することにつながります。

(3) 事務職員集団からの提起

自治体単位の学校予算のしくみや金額の改善等による保護者負担の軽減も、子どもの幸せの向上や学校教育活動の充実につながります。教育委員会や校長会等に対する、学校事務職員集団からの改善策の提起があることは、自治体にとってもメリットをもたらすはずで

【参考資料】

- ・「子どもの権利条約」 日本ユニセフ協会 <https://www.unicef.or.jp/>
- ・「健康の定義について」 日本 WHO 協会
www.japan-who.or.jp/commodity/kenko.html
- ・「子どもの人権って何ですか？」 東京弁護士会
www.toben.or.jp/know/iinkai/children/jinken/1.html
- ・e-Gov 法令検索 <http://elaws.e-gov.go.jp>

事務職員の資質を高める戦略的研修プログラム 2. 法令の基礎知識

1 はじめに

勤務時間やサービスのみならず、給与、旅費の手続きや就学援助事務など、学校で行う手続きは全て法律や規則で決まっています。法令は、学校事務を進める上で必ず押さえておかなければならないものです。学校でこうした法令に詳しい職員は、事務職員しかいません。まさに、事務職員の専門性が発揮される分野といえます。

この研修を通して、法令の基本事項や法律用語を押さえたうえで、機会があるたびに、その根拠となる条文を読むことで法令に慣れていってほしいと思います。

2 法令の種類と順位

法令とは、国が定める法律や命令の他、憲法や条例・規則を含めて使う言葉です。日本の法令には、種類ごとに優劣があり、上位の法令が優先され、上位の法令に反する下位の法令は効力をもちません。優劣の順位は、おおむね下記のようになっています。

法令の順位

上	憲法…国家の基本秩序を定める根本規範。統治体制や国民の権利・義務について定めている。国家権力の濫用から個人の尊厳と人権を守るために、国家権力は憲法によって拘束されるとしている。
	条約…国際法上で国家間（あるいは国際連合等の国際機関）で結ばれる。公布されることによって、国内法としての効力が発生する。 ○児童の権利に関する条約（子どもの権利条約） など
	法律…国会の議決によって制定される国の規範。 ○学校教育法、教育基本法 など
	政令…内閣が制定する命令。法律から委任を受けて、法律では定めていない細部を補う事項を定める。 ○学校教育法施行令 など
	省令…その法律を主管する省庁の大臣が制定する命令。法律や政令で定めていない細部の事項を定める。 ○学校教育法施行規則 など
	条例…地方公共団体の議会が制定する地方の規範。法令の範囲内で制定される。 ○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 など
下	規則…地方公共団体の行政機関がその権限に属する事務に関して制定するもの。議会での決議を必要としない。 ○北海道人事委員会規則、○○学校管理規則 など

法令ではないが法令を解釈する際に参考にされるもの

通知 ……国の機関が地方公共団体に法令の解釈や運用、行政執行方針等について示達するもの。

○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について
など

行政実例 ……法令の適用にあたって、その法令を所管する機関が示す解釈のこと。
下級機関からの照会に対する回答という形で示されることが多い。○○
問答集等も行政実例のひとつであり、公的見解として取り扱われる。

○休憩時間に係る参考資料（Q&A） など

3 法令の条文構造

(1) 本則と付則

法令の本体の規定を「本則」といいます。本則は「条」を基本単位として構成されますが、条数が多い法令では、本則を内容ごとに整理するため、「編」「章」「節」「款」「目」などに分けられます。

本則の後ろに置かれるものを「附則」といいます。附則には、法令の施行期日（法令が効力をもつ日）、関係法令の改正、経過措置などが記載されます。

(2) 見出し

「見出し」はその条文の内容を簡潔にまとめたものです。ここに目を通すことで、条文の内容を大まかに把握することができます。

(3) 条・項・号

条文では、「第〇条第△項第□号」というように、文章を「条」「項」「号」のように分けています。基本単位の条を細かく分けるときに原則として項を使い、さらに細分化するときは号を用います。

項は基本的に、第1項以外はアラビア数字で番号がつけられ、号は漢数字で番号がつけられます。

(4) 前段・後段・ただし書

条文の文章が「。」で2つに区切られている場合、最初の文を「前段」、後の文を「後段」といいます。（3つの文で構成されている場合は順に「前段」「中段」「後段」といいます。）

後の文が「ただし」で始まる場合、最初の文を「本文」、後の文を「ただし書」といいます。

(5) 第1条は目的規定

どんな法律であろうと、まずは第1条を読むことをお勧めします。多くの法律の第1条は「目的規定」であり、この規定に、その法律が「どのような方法でどのようなことを実現したいのか」がまとめられているからです。目的規定から、その法律の「したいこと」が分かったうえで、目次で全体の構成を把握するとよいでしょう。

4 法令・規則の検索

(1) e-Gov 法令検索（総務省） <http://elaws.e-gov.go.jp>

総務省が電子政府の一環として行っている法令検索サービスです、各府省が確認した法令を名前や事項別に検索ができます。また、法令用語での検索も可能で、その用語が使われている法令名や条文を見つけることができます。法令改正の内容は、1ヶ月程度で反映されています。e-Gov（電子政府総合窓口）トップページでは過去の告示・通達や各府省が調査した統計データを確認することもできます。

(2) 「インターネット版官報」（国立印刷局） <https://kanpou.npb.go.jp/>

平成15年7月15日以降の法律、政令等の官報情報と、平成28年4月1日以降の政府調達の官報情報を、PDFデータで無料公開しています。また、直近30日分の官報情報（本紙、号外、政府調達等）は、全て無料で閲覧できます。官報では、その日に公布された新しい法令などが掲載されますので、(1)でカバーしきれない最新の改正情報を確認することができます。

(3) 「北海道の条例・規則」（北海道総務部法務・法人局法制文書課） <http://www5.e-reikinet.jp/cgi-bin/hokkaido/>

北海道の例規類集を見ることができます。勤務時間・休暇等に関することや給与、旅費については、市町村立学校職員も、北海道の条例が適用もしくは準用されています。給与や勤務時間等に関する条例・規則は、第13類第1章第4節教職員に掲載され、旅費に関するものは、第4類第4章第2節の旅費・費用弁償に掲載されています。また、用語検索も可能です。その条例の適用を受ける職員かどうかは、条例等の（目的）（定義）等に示されているので、最初に確認が必要です。

(4) 条例 Web アーカイブデータベース（条例 Web 作成プロジェクト） <https://jorei.slis.doshisha.ac.jp>

全国の1739自治体の例規および過去の例規についても検索することができます。平成27年度以降は廃止や改正された例規についても削除せず探せるようになっています。また、用語検索も可能です。

(5) 各市町村の条例・規則（各市町村のHP）

学校管理規則等の各市町村の規則等は、各市町村のホームページにある例規集で見ることができます。就学援助や各種補助制度等の紹介や、手続き方法が記載されている市町村もあります。

5 押さえておきたい教育に関する法令 ※ ●が特に重要な法令。

- 教育基本法
- 学校教育法
 - ・学校教育法施行令
- 学校教育法施行規則
 - ・地方公務員法
 - ・教育公務員特例法
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

6 押さえておきたい条例・規則等 ※ ●が特に重要な法令。

(1) 勤務時間・休暇

- ・市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について
- 道立学校職員の勤務時間、休暇等の取扱いについて
- ・北海道職員等の育児休業等に関する条例
- ・北海道職員等の育児休業等に関する規則
- ・北海道職員等の〇〇休業等に関する条例

※北海道職員等というように、等の字が含まれる場合、市町村立学校職員も対象となる法令であることが多い。

(2) 服務

- 市町村立学校規則
- 市町村立学校職員服務規程 ※存在しない市町村もある
- ・〇〇〇立学校職員の自家用車の公務使用に関する要綱
- ・北海道学校管理規則
- ・北海道学校職員服務規程
- ・各種通知等

(3) 給与

- ・市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例
- 北海道学校職員の給与に関する条例
- 給与の支給に関する規則
- 〇〇手当に関する規則
- ・〇〇手当に関する規則の運用について
- ・市町村立学校職員の昇級及び勤勉手当に係る取扱要綱

(4) 旅費

- 北海道職員等の旅費に関する条例
- ・北海道職員等の旅費支給規則
- ・北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則

(5) 就学保障

- ・就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律
- ・就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令
- 〇〇〇要保護準要保護児童生徒の就学援助費支給要綱
- 要保護準要保護児童生徒就学援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

7 学校管理規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条で「教育委員会は、法令または条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設・設備、組織体制、教育課程、教材の取扱いその他、学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。」との規定があります。これにより制定されたものが「学校管理規則」です。

これを定めることにより、教育委員会と学校との事務分担を明確にして、学校に主体性を持たせる事をねらいとしています。

学校の組織や会議、各種の届け出や職員の服務、勤務時間の割振等について定めているので、市町村立学校ではまず1番に押さえておかねばならない規則といえます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

(任命権者)

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「**県費負担教職員**」という。）の任命権は、**都道府県委員会**に属する。

(**県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件**)

第四十二条 **県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第五項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。**

(**サービスの監督**)

第四十三条 **市町村委員会は、県費負担教職員のサービスを監督する。**

2～4 (略)

留萌市学校管理規則

(目的)

第1条 この規則は、留萌市教育委員会（以下「**教育委員会**」という。）の所管する留萌市立学校（以下「**学校**」という。）の管理運営の基本的事項について定め、もって学校の適正にして円滑な管理運営を図ることを目的とする。

【学校管理規則の例】

第1章 総則

この規則の目的、他の法令との関係、用語の定義

第2章 内部組織

主任、校務分掌、職員会議 等

第3章 運営規則

校長の職務の代理、学校施設、教育委員会に対する報告、表簿の保存期間

第4章 学校教育の運営

第1節 学年及び学期

第2節 教育課程

第3節 準教科書その他の教材

第4節 休業日

第5章 職員の勤務時間、休暇、服务等

勤務時間の準用規定、勤務時間の割振り、時間外勤務、旅行、外勤命令、有給欠勤、職務専念義務免除、研修、氏名変更等の手続き 等

第6章 補則

附則

8 憲法尊重擁護の義務

新しく公務員になった人は、地方公務員法・国家公務員法で「サービスの宣誓」をすることを義務づけられています。以下は、サービスの宣誓の文面です。

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ、公正に職務を執行することを固く誓います。
(留萌市職員のサービスの宣誓に関する条例より)

日本国憲法は「最高法規」の章の中で、憲法の最高法規性を確保するために、天皇をはじめ国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員に憲法を尊重し擁護する義務を課しており（第99条）、新しく公務員になった者は法律上、憲法尊重擁護の宣誓を要求されています。また国民一般については、憲法が定める権利や自由を「不断の努力によって」保持すべきとされています（第12条）。

国政担当者に特にこの義務を課するのは、憲法は主権者たる国民が人権保障を目的として国家権力を拘束するために制定したという近代憲法の理念に基づくものであり、そこでは国民は、国政担当者による憲法違反を監視・是正する最後の憲法の番人として位置づけられているからです。

憲法擁護の義務は、憲法第26条2項の義務教育無償へのとりくみや、子どもの権利条約実現に向けたとりくみの根拠となり、私たち学校事務職員の心構えともいえます。

日本国憲法

(憲法擁護の義務)

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

(自由・権利の保持の責任とその乱用の禁止)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

【参考にした資料】

- e-Gov 法令検索 <http://elaws.e-gov.go.jp>
- 「やさしく解説法律知識」(国民生活センター) <http://www.kokusen.go.jp/>
- 「法律を読み解くうえで必要な基礎知識」((株)みらい)
- 北海道公立学校教職員のサービスハンドブック(北海道教育庁総務政策局教職員課)



財政・財務って？

なぜ、財政・財務

- 財政とは：

国または地方公共団体が、その存立を維持し活動するために必要な財力を取得し、これを管理・処分する一切の作用

財務とは：

国家や地方公共団体による資金の調達と調達された資金の運用の事務

「会計」 「経理」 「財務」

- 会計：お金の出入りを管理、記録すること
- 経理：「会計」業務の一部で日々のお金の流れを管理し、まとめること
- 財務：企業においては資金繰りを担う。金融機関からの資金調達や運用

市町村経理は財政法により運用される

- 配分予算は款項目節に区分される
- 「款」は最も大きな区分、次に「項」「目」「節」
- 款と項の二つの上位区分は議会で議決されるもので各款及び各項の間では原則流用は出来ない。
- 流用とは予算が足りない場合に他の予算を減額して当該予算を増額すること。

学校財政財務活動

学校教育に必要な予算を調査し、学校における財務執行を企画し、行政に対する要求活動を含めた子どもの学習に必要なすべての経済的活動

自律的民主的な学校財政の運営

校内予算の編成

課題や意志決定の過程などがわかる「読ませる配分予算」

教育環境整備

ICT環境整備

学校図書館整備状況調査

備品点検、整理 備品台帳の電子化

学校財政のサイクル化

PDCAサイクル

組織的な予算要求活動

予算要求資料の作成

「義務教育無償の原則」を意識した財政財務

保護者負担軽減の取り組み

PFシート作成

バランスシート作成

保護者負担の実態調査

学校徴収金調査

公費化に向けての取組

給食費の公会計化に向けた取組

子どもの権利条約の理念を意識した領域実践

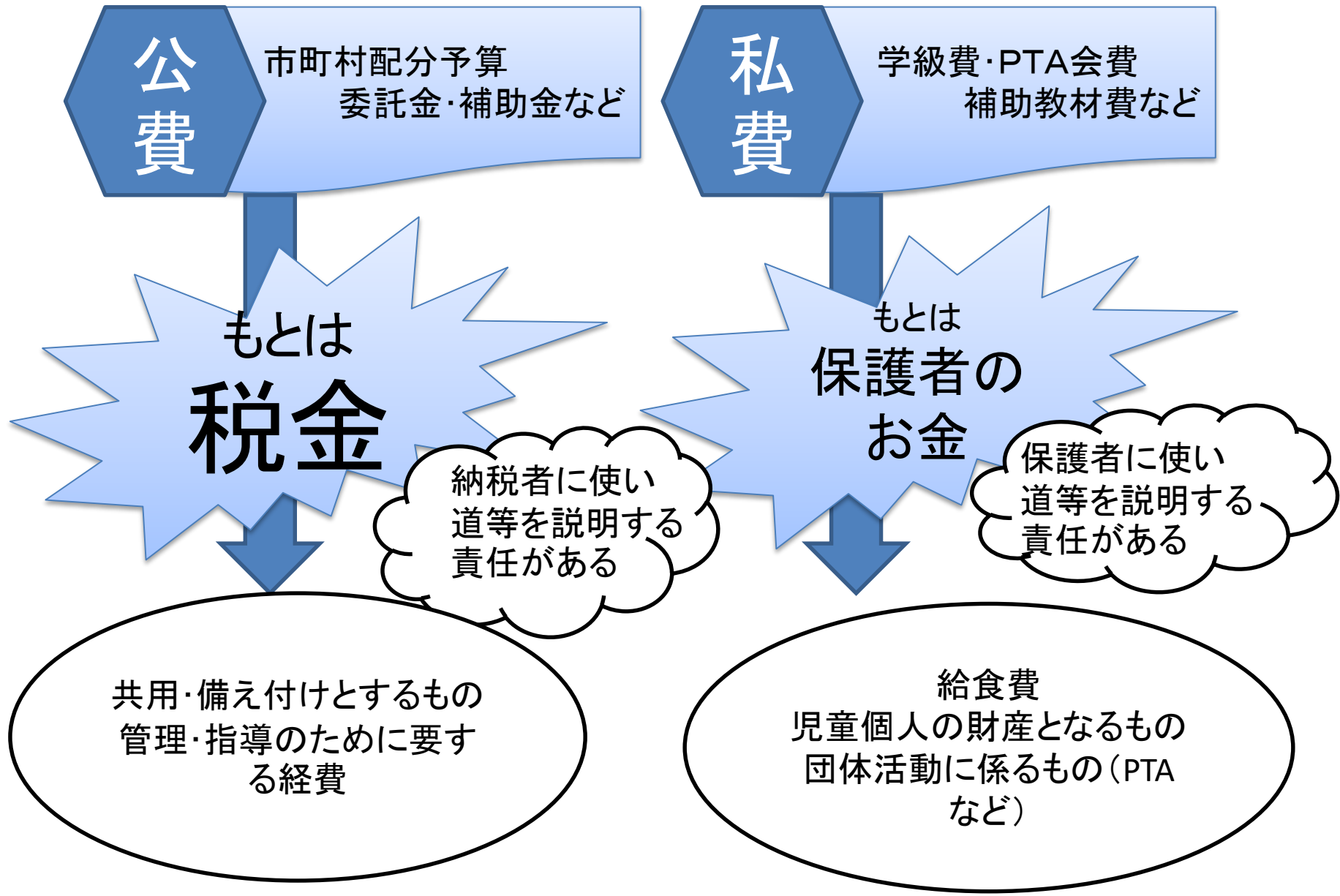
子どもアンケート

就学援助事務・周知・促進

子どもの生活の場を意識した領域実践

化学物質過敏症対策実態調査

共生とバリアフリーの視点で環境整備



学校における財政・財務に必要な視点

- 自校の教育を理解する →例：教室に鉛筆削りを買ってほしい
- 自校の公費・私費のお金の内容を掌握する →例：学級費
- 保護者負担軽減の立場に立つ →例：夏休みドリル
- 子どもの幸せ(ウェルビーイング)の認識を持つ →例：子どもアンケート、安全・快適性点検
- 受益者は誰か？ 受益者負担と言うが...


問 8

設問 6 で「全額または一部保護者負担」となっているもののうち、あなたが集金に

問 9

設問 6 で「全額または一部保護者負担」となっているもののうち、集金額を把握し

	集金に携わっている	集金額を把握している
①氏名ゴム印	35	91
②生徒手帳	26	55
③身分証明書	15	47
④連絡帳・連絡袋	39	96
⑤マジック、マーカー類	26	47
⑥学級費	101	213
⑦調理実習費	98	204
⑧市販テスト	143	371
⑨ワーク・ドリル	144	401
⑩筆記用具	27	48
⑪画用紙	38	49
⑫半紙	39	58
⑬印刷用紙	21	26
⑭ファイル類	74	139



- 創造の第一歩は校内予算から

- 「創造性ゆたかな学校事務をめざす」
って言うけど・・・
- 創造性ってなに？
- 元々ある仕事や
やれといわれてやる仕事以外で
自分で考えてやる仕事は「創造」

創造力の第一歩は校内予算から

- 例えばコピーチャージ料の配分予算が10万円だとする
9万に減らせそうだなあ
1万円を教材購入に充てよう
- これって創造だよ！
- 校内配分は執行のめやすじゃなく
どういう学校運営をしていくのか
- 決算は単なるその年の結果ではなく
次年度配分へのフィードバック

紙は教材である

紙や印刷経費は
教材であり、情報伝達の手段である。

闇雲に「紙代がかさむ」 = 「悪」と考えない

本当に不必要なものを減らそう

※ゴミの減量

※職員会議のペーパーレス化

※ペーパーはファイルしたり探したりが手間
PDF化できるものは積極的に

授業参観シートのねらいと効果

なぜ授業を見たほうがいいのか

授業はもっとも重要な教育の現場であることから、どんな授業が行われているのか、必要な教育環境は整っているのか、子どもたちの様子はどうか、授業者は思うような授業が伸び伸びできているか、など教育課題の発掘のために授業参観は有効である。

「つかさどる」事務職員として、今の自校の課題を把握しながら授業に臨み、授業改善につなげられるよう参観したいものである。

なぜ授業参観シートが必要か

単に教室環境を見るのであれば、授業でなくても放課後でもできる。しかし、授業の内容、子どもの様子などは授業を見ることでしかわからないので、何より、授業を見に行くこと、その動機付けが大切であると考え。これまで『事務職員が授業を見に行くことはためられる』と感じている人が少なからずおり、事務職員がどのような視点で授業を見に行っているのか、客観的な書面があったほうが取り組みやすいであろう。だが、参観シートは記録用紙ではない。何を書くか、よりまずはじっくり授業を見て、率直な感想や意見を持ち、それを授業者や周りの人々に伝えることこそが大切であると考え。

参観シートの項目自体は自由設定が良い

上記のようなことから、自分なりに、ここを見る、というのがある場合は、各自の項目設定があつていいとさえ思う。みんなで考えることは必ずしも『統一した様式』を**作り上げるためではなく**、練り上げることで、自分が気づかなかつたことに気づく、そのための意見の持ち寄りである。事務職員だからといって道具や設備にばかり目を向けるのではなく、是非、授業そのものに対する忌憚のない意見を持ち、学校課題の解決に資するという姿勢で参観に臨みたいものである。

子どもの変容を目指す学校事務職員のための 授業参観シート

総合的な視点：学校課題を発掘し解決に貢献する＝学校事務をつかさどる

- ◆子どもの貧困を視野に置いた保護者負担公費化に向けて
- ◆新しい教育課題(特に特別支援教育)に向けて
- ◆カリキュラムマネジメント(21世紀型スキル)に向けて
- ◆地域行動(地域学校経営)に向けて

項目	着眼点	課題(気づいたこと)
教室環境	温度・湿度、 照度(照明器具)、窓、 カーテン、 教室の床、外の騒音など	<p>板書：課題や問題を書くとき、児童のノートのマスに合わせて改行をしているのはわかりました。ただ、「道のり」と「きより」という言葉を強調したかったところがちょうど2行に渡っていたので「長さを」で改行して「道のり」が次の行に行くほうが良かったかも。小さなことですが、板書には見やすさ、わかりやすさは重要です。</p> <p>導入：「まっすぐ」というワードから間違える子はいませんでした。直線も曲線も色形とも同じなのでどちらも道路なのかな、と思えます。道に沿う、というイメージと直線をはっきり区別できる図のほうが良かったのかな、と思いました。</p> <p>授業中の指示：まいさんの家や学校を「指さして」と指示していましたが、先生はその間板書していて児童の様子を見ていません。せっかくなら「まいさんの家から交番を通って公園へ行く道のりを指で辿って、となりの人と確認し合いましょう」など作業に意味を持たせたいところです。</p>
教室設備	黒板(チョーク)、 掲示板(マグネット、 画鋲)、 時計、教卓、 ICT機器(テレビ、 投影機、電子黒板)、 児童机椅子、道具入れなど	
教材教具	指導用教材教具 (定規、コンパス、 タイマーなど)	<p>問題：この場面で何をメインにさせたかったのか、ぼやけている気がします。指示も曖昧でした。特に気になったのが「式みたいなのを書くときは」という言葉があったことです。「式を書くときは」であるべきだし、きちんと立式をして思考のプロセスを大事にしたいのか、暗算で計算してメートルからキロメートルの換算をメインにしたいのか…。</p> <p>説明：「メートルよりたぶんキロメートルにした方がわかりやすい」というような説明だったと思います。数学的な説明ではないので気になりました。</p>
子どもの学びの姿	ワークシートの活用、 グループ討議、ノート など	<p>ICT機器の活用：教室に備え付けのテレビに実物投影器を接続して教科書やノートを写しているが、テレビのサイズが教室の大きさに比べて小さく、後ろの子どもには見えにくいと感じた。iPadを活用すれば机間支援しながらノートを撮影し、投影できる。</p> <p>全体的に：メリハリを意識した方がいいと思いました。今は考える時間なのか、書く時間なのか、先生の発問からひらめきを引き出す時間なのか、そして、今日の授業で「何ができるようになる」のか。</p>
アクティブラーニング	「主体的・対話的で深い学び」を促す授業であるか 子どもの「何ができるようになるか」をゴールイメージした授業であるか	

参観日時：2019年7月
初任者(1年次)研修校内研究授業
授業学年：3年生 算数